



発行 新潟県

号外 2
平成25年 3月29日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

規 則

- 25 職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例施行規則(人事課)
- 26 新潟県行政財産使用料を定める規則の一部を改正する規則(管財課)
- 27 新潟県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則(環境企画課)
- 28 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則(障害福祉課)
- 29 新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(産業立地課)
- 30 新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(産業立地課)
- 31 新潟県風致地区条例施行規則の一部を改正する規則(都市政策課)
- 32 新潟県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則(建築住宅課)

規 則

職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例施行規則をここに公布する。

平成25年3月29日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第25号

職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例（平成25年新潟県条例第6号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(大学院等派遣研修)

第2条 条例第2条第2項に規定する規則で定める研修（以下「大学院等派遣研修」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとして知事が定める研修とする。

- (1) 公務外においても有用な知識、技能等の修得が可能なるものであること。
- (2) 県が必要な費用を支出するものであること。
- (3) 条例第2条第2項の職員の同意があらかじめ書面により行われるものであること。

(大学院等派遣研修費用)

第3条 条例第2条第3項に規定する規則で定める費用（以下「大学院等派遣研修費用」という。）は、次に掲げる費用とする。

- (1) 職員の旅費に関する条例（昭和30年新潟県条例第58号）による旅費
- (2) 大学院等派遣研修に係る大学院等の課程（学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学の大学院の課程（同法第104条第4項第2号の規定により大学院の課程に相当する教育を行うものとして認められたものを含む。）又はこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）の課程をいう。以下この条において同じ。）に在学して当該大学院等の課程を履修するために当該大学院等の課程を置く大学等（同法に基づく大学、外国の大学又はこれらに準ずる教育施設をいう。）に対して支払う費用
- (3) 大学院等派遣研修に係る大学院等の課程に在学して当該大学院等の課程を履修する上で必要な教育を受けるために当該教育を行う教育施設に対して支払う費用

(県又は国の事務又は事業と密接な関連を有する業務を行う法人)

第4条 条例第2条第4項に規定する規則で定める法人は、次に掲げる法人とする。

- (1) 沖縄振興開発金融公庫法（昭和47年法律第31号）に規定する沖縄振興開発金融公庫
- (2) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人（同条第2項に規定する特定独立行政法人を除く。）
- (3) 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人及び同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
- (4) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第55条に規定する一般地方独立行政法人
- (5) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年新潟県条例第83号）第10条各号に掲げる特定法人
- (6) 前各号に掲げる法人のほか、知事がこれらに準ずる法人であると認めるもの

(大学院等派遣研修を命ずる職員に対して明示すべき事項)

第5条 知事は、大学院等派遣研修の実施について職員の同意を得るに当たっては、当該職員に当該大学院等派遣研修が条例第2条第2項に規定するものである旨を明示しなければならない。

2 知事は、職員に大学院等派遣研修を命ずるに当たっては、当該職員に当該大学院等派遣研修の期間を明示しなければならない。大学院等派遣研修を命じた後に当該大学院等派遣研修の期間を変更する場合も、同様とする。

(条例第3条第1項の規定に該当する者に対する通知)

第6条 知事は、条例第3条第1項の規定に該当する者に対し、速やかに、大学院等派遣研修の名称及び期間、大学院等派遣研修のために県が支出した大学院等派遣研修費用の総額、同項の規定により償還しなければならない金額その他必要な事項を書面により通知するものとする。

(条例第3条第1項第2号に規定する規則で定める率)

第7条 条例第3条第1項第2号に規定する規則で定める率は、60月から同号の職員としての在職期間の月数を控除した月数を60月で除して得た率とする。

2 前項の職員としての在職期間の月数の計算については、次に定めるところによる。

- (1) 月により期間を計算する場合は、民法（明治29年法律第89号）第143条に定めるところによる。
- (2) 1月に満たない期間が2以上ある場合は、これらの期間を合算するものとし、これらの期間の計算について

ては、30日をもって1月とする。

(職員としての在職期間に含まれる休職の期間)

第8条 条例第3条第3項第1号に規定する規則で定める休職の期間は、公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされた場合における当該休職の期間とする。

2 前項の規定の適用については、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年新潟県条例第2号）第3条第1項に規定する派遣職員（次条第1号において「外国派遣職員」という。）の派遣先の機関の業務又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第3条第1号に規定する派遣職員（次条第1号において「団体派遣職員」という。）の派遣先団体（同条例第2条第3項第1号に規定する派遣先団体をいう。次条第1号において同じ。）の業務（当該業務に係る労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項及び第3項に規定する通勤（当該業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同項及び同条第3項に規定する通勤に該当するものに限る。）を含む。次条第1号において同じ。）を公務とみなす。

(条例第3条第1項の規定が適用されない場合)

第9条 条例第4条第4号に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 外国派遣職員又は団体派遣職員が派遣先の機関の業務又は派遣先団体の業務を公務とみなした場合に条例第4条第1号に該当する場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、条例第4条第1号から第3号までに掲げる場合に準ずる場合として知事が定める場合

第10条 条例第4条第6号に規定する規則で定める場合は、組織の改廃に伴い法律又は条例の規定により特別職地方公務員等となるため離職した場合とする。

(特別職地方公務員等となった者に関する特例)

第11条 条例第5条第1項及び第2項の規定により読み替えて適用する条例第3条第3項に規定する規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。

- (1) 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第79条若しくは地方公務員法第28条第2項の規定若しくは同法第27条第2項の規定に基づく条例の規定又は第4条各号に掲げる法人に使用される者に係る労働協約、就業規則その他これらに準ずるもの（以下「法人の就業規則等」という。）の定めによる休職の期間（次に掲げる期間を除く。）
 - ア 公務上若しくは業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）(他の法律において準用し、又は例による場合を含む。)の適用を受ける者にあつては同法第1条の2に規定する通勤、地方公務員災害補償法の適用を受ける者にあつては同法第2条第2項及び第3項に規定する通勤、労働者災害補償保険法の適用を受ける者にあつては同法第7条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。次条第1号において同じ。)により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる事由に相当する事由に該当して休職にされた場合における当該休職の期間
 - イ 国家公務員法第79条に規定する人事院規則で定めるその他の場合（知事が別に定めるものを除く。）に該当して休職にされた場合における当該休職の期間
 - ウ 法人の就業規則等の定めるところにより外国の地方公共団体の機関、外国の政府の機関、我が国が加盟している国際機関その他これらに準ずる機関の要請に応じ、これらの機関の業務に従事するために休職にされた場合における当該休職の期間
- (2) 国家公務員法第82条若しくは地方公務員法第29条の規定又は法人の就業規則等の定めによる停職の期間(法人の就業規則等の定めるところにより制裁として出勤を停止された期間を含む。)
- (3) 国家公務員法第108条の6第1項ただし書若しくは地方公務員法第55条の2第1項ただし書の規定により職員団体の業務に専ら従事した期間又は法人の就業規則等の定めにより労働組合の業務に専ら従事した期間
- (4) 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）第3条第1項若しくは地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第5条第1項の規定による育児休業をした期間
- (5) 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成19年法律第45号）第3条第1項若しくは地方公務員法第26条の5第1項の規定に基づく条例の規定による自己啓発等休業をした期間又は法人の就業規則等の定めによる自発的な大学等課程の履修（同法第26条の5第1項に規定する大学等課程の履修をいう。）若しくは国際協力の促進に資する外国における奉仕活動（当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準

備行為を含む。)への参加のための休業をした期間

第12条 条例第5条第2項の規定により読み替えて適用する条例第4条各号列記以外の部分に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 公務上若しくは業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、次に掲げる場合に該当することとなった場合
 - ア 国家公務員法第78条第2号又は地方公務員法第28条第1項第2号に掲げる事由に該当して免職された場合
 - イ 法人の就業規則等において定めるところにより心身の故障のため解雇された場合
- (2) 国家公務員法第78条第4号又は地方公務員法第28条第1項第4号に掲げる事由に該当して免職された場合
- (3) 国家公務員法第81条の2第1項の規定により退職した場合（同法第81条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。）若しくは地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した場合（同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。）又は法人の就業規則等において定める定年に達したことにより退職した場合
- (4) 任期を定めて採用された特別職地方公務員等が、当該任期が満了したことにより退職した場合
- (5) 前各号に掲げる場合に準ずる場合として知事が定める場合
(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、職員の大学院等派遣研修費用の償還に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

新潟県行政財産使用料を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第26号

新潟県行政財産使用料を定める規則の一部を改正する規則

新潟県行政財産使用料を定める規則（昭和60年新潟県規則第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後				改 正 前			
新潟県行政財産使用料徴収条例（昭和39年新潟県条例第7号）別表に定めのない行政財産使用料を次のように定める。				新潟県行政財産使用料徴収条例（昭和39年新潟県条例第7号）別表に定めのない行政財産使用料を次のように定める。			
区分	使用の種類	単位	使用料	区分	使用の種類	単位	使用料
	用途 名称		(単位 円)		用途 名称		(単位 円)
(略)				(略)			
建物	広告物		(略)	建物	広告物		(略)
	太陽光発電設備		太陽光発電設備を設置する地域の気象条件、当該設備を設置するために使用する建物の現況その他の事情を考慮して別に定める額				
備考 (略)				備考 (略)			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新潟県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3 月29日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第27号

新潟県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県環境影響評価条例施行規則（平成12年新潟県規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「削除項等」という。）を削り、同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式を削り、同表の改正後の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示、削除項等並びに別記様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示、追加条及び別記様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第 1 章～第 3 章 （略）</p> <p>第 4 章 評価書（第33条－<u>第37条の 2</u>）</p> <p>第 5 章～第 9 章 （略）</p> <p>附則</p> <p>（方法書の送付）</p> <p>第 3 条 条例第 6 条の規定による方法書及び要約書（以下「方法書等」という。）の送付は、別記第 1 号様式により行うものとする。</p> <p>2 <u>方法書等</u>の送付部数は、知事にあつては50部、市町村長にあつては 5 部とする。ただし、知事が必要と認めるときは、送付部数を変更することができる。</p> <p>（方法書の縦覧）</p> <p>第 5 条 条例第 7 条の規定により<u>方法書等</u>を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所のうちから、できる限り縦覧する者の参集の便を考慮して 2 以上の場所を定めるものとする。</p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p>（方法書について公告する事項）</p> <p>第 6 条 条例第 7 条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p>(5) <u>方法書等</u>の縦覧の場所、期間及び時間</p> <p>(6)・(7) （略）</p> <p>（方法書の公表）</p> <p>第 6 条の 2 <u>条例第 7 条の規定による方法書の公表</u></p>	<p>目次</p> <p>第 1 章～第 3 章 （略）</p> <p>第 4 章 評価書（第33条－<u>第37条</u>）</p> <p>第 5 章～第 9 章 （略）</p> <p>附則</p> <p>（方法書の送付）</p> <p>第 3 条 条例第 6 条の規定による方法書の送付は、別記第 1 号様式により行うものとする。</p> <p>2 <u>方法書</u>の送付部数は、知事にあつては50部、市町村長にあつては 5 部とする。ただし、知事が必要と認めるときは、送付部数を変更することができる。</p> <p>（方法書の縦覧）</p> <p>第 5 条 条例第 7 条の規定により<u>方法書</u>を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所のうちから、できる限り縦覧する者の参集の便を考慮して 2 以上の場所を定めるものとする。</p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p>（方法書について公告する事項）</p> <p>第 6 条 条例第 7 条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p>(5) <u>方法書</u>の縦覧の場所、期間及び時間</p> <p>(6)・(7) （略）</p>

は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

- (1) 事業者のウェブサイトへの掲載
- (2) 県のウェブサイトへの掲載
- (3) 関係市町村の協力による当該市町村のウェブサイトへの掲載

(方法書説明会の開催)

第6条の3 条例第7条の2第1項の規定による方法書説明会は、できる限り方法書説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定めるものとし、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域に2以上の市町村の区域が含まれることその他の理由により事業者が必要と認める場合には、方法書説明会を開催すべき地域を2以上の区域に区分して当該区域ごとに開催するものとする。

(方法書説明会の開催の公告等)

第6条の4 第4条第1項の規定は、条例第7条の2第2項の規定による公告について準用する。

2 条例第7条の2第2項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 対象事業が実施されるべき区域
- (4) 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
- (5) 方法書説明会の開催を予定する日時及び場所

3 条例第7条の2第2項の規定による通知は、別記第2号様式の2により行うものとする。

(方法書説明会の状況を記載した書類の送付)

第6条の5 条例第7条の2第3項の規定による方法書説明会の状況を記載した書類の送付は、別記第2号様式の3により行うものとする。

(事業者の責めに帰することができない事由)

第6条の6 条例第7条の2第4項の事業者の責めに帰することができない事由であって規則で定めるものは、次に掲げる事由とする。

- (1) 天災、交通の途絶その他の不測の事態により方法書説明会の開催が不可能であること。
- (2) 事業者以外の者により方法書説明会の開催が故意に阻害されることによって方法書説明会を円滑に開催できないことが明らかであること。

(準備書等の送付)

第10条 条例第14条の規定による準備書及び要約書（以下「準備書等」という。）の送付は、別記第4

(準備書等の送付)

第10条 条例第14条の規定による準備書及び要約書の送付は、別記第4号様式により行うものとする。

号様式により行うものとする。

- 2 第3条第2項の規定は、条例第14条の規定による準備書等の送付について準用する。

(準備書について公告する事項)

第13条 条例第15条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1)～(4) (略)
(5) 準備書等の縦覧の場所、期間及び時間
(6)・(7) (略)

(準備書の公表)

第13条の2 第6条の2の規定は、条例第15条の規定による公表について準用する。

(準備書説明会の開催)

第14条 条例第16条第1項の規定による準備書説明会は、できる限り準備書説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定めるものとし、関係地域に2以上の市町村の区域が含まれることその他の理由により事業者が必要と認める場合には、準備書説明会を開催すべき地域を2以上の区域に区分して当該区域ごとに開催するものとする。

(準備書説明会の開催の公告等)

第15条 第4条第1項の規定は、条例第16条第2項において準用する条例第7条の2第2項の規定による公告について準用する。

- 2 第6条の4第2項の規定は、条例第16条第2項において準用する条例第7条の2第2項の規定による公告について準用する。この場合において、第6条の4第2項第4号中「対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域」とあるのは、「関係地域」と読み替えるものとする。

- 3 条例第16条第2項において準用する条例第7条の2第2項の規定による通知は、別記第5号様式により行うものとする。

(準備書説明会の状況を記載した書類の送付)

第16条 第6条の5の規定は、条例第16条第2項において準用する条例第7条の2第3項の規定による準備書説明会の状況を記載した書類の送付について準用する。この場合において、第6条の5中「別記第2号様式の3」とあるのは、「別記第6号

- 2 第3条第2項の規定は、条例第14条の規定による準備書及び要約書の送付について準用する。

(準備書について公告する事項)

第13条 条例第15条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1)～(4) (略)
(5) 準備書の縦覧の場所、期間及び時間
(6)・(7) (略)

(説明会の開催)

第14条 条例第16条第1項の規定による説明会は、できる限り説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定めるものとし、関係地域に2以上の市町村の区域が含まれることその他の理由により事業者が必要と認める場合には、説明会を開催すべき地域を2以上の区域に区分して当該区域ごとに開催するものとする。

(説明会の開催の公告等)

第15条 第4条第1項の規定は、条例第16条第2項の規定による公告について準用する。

- 2 条例第16条第2項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
(2) 対象事業の名称、種類及び規模
(3) 対象事業が実施されるべき区域
(4) 関係地域の範囲
(5) 説明会の開催を予定する日時及び場所

- 3 条例第16条第2項の規定による通知は、別記第5号様式により行うものとする。

(説明会の状況を記載した書類の送付)

第16条 条例第16条第3項の規定による説明会の状況を記載した書類の送付は、別記第6号様式により行うものとする。

様式」と読み替えるものとする。

(事業者の責めに帰することができない事由)

第17条 第6条の6の規定は、条例第16条第2項において準用する条例第7条の2第4項の事業者の責めに帰することができない事由について準用する。

第18条 削除

(評価書等の送付)

第34条 条例第22条の規定による評価書及び要約書(以下「評価書等」という。)の送付は、別記第9号様式により行うものとする。

2 第3条第2項の規定は、条例第22条の規定による評価書等の送付について準用する。

(評価書について公告する事項)

第37条 条例第23条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1)～(4) (略)
- (5) 評価書等の縦覧の場所、期間及び時間

(評価書の公表)

第37条の2 第6条の2の規定は、条例第23条の規定による公表について準用する。

(都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合の技術的読替え等)

第47条 条例第32条第2項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

条例の規定中読み替え	読み替えら	読み替え
の規定	れる字句	る字句

(事業者の責めに帰することができない事由)

第17条 条例第16条第4項の事業者の責めに帰することができない事由であって規則で定めるものは、次に掲げる事由とする。

- (1) 天災、交通の途絶その他の不測の事態により説明会の開催が不可能であること。
- (2) 事業者以外の者により説明会の開催が故意に阻害されることによって説明会を円滑に開催できないことが明らかであること。

(準備書の記載事項の周知等)

第18条 条例第16条第4項の規定による準備書の記載事項の周知は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

- (1) 要約書を求めに応じて提供することを周知した後、要約書を求めに応じて提供すること。
- (2) 準備書の概要を公告すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、準備書の記載事項を周知させるための適切な方法

2 第4条第1項の規定は、前項第2号の規定による公告について準用する。

3 条例第16条第5項の規定による報告は、別記第7号様式により行うものとする。

(評価書等の送付)

第34条 条例第22条の規定による評価書及び要約書の送付は、別記第9号様式により行うものとする。

2 第3条第2項の規定は、条例第22条の規定による評価書及び要約書の送付について準用する。

(評価書について公告する事項)

第37条 条例第23条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1)～(4) (略)
- (5) 評価書の縦覧の場所、期間及び時間

(都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合の技術的読替え等)

第47条 条例第32条第2項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

条例の規定中読み替え	読み替えら	読み替え
の規定	れる字句	る字句

(略)	
第7条、第7条の2第1項から第4項まで、第8条第1項、第9条及び第10条第1項	(略)
(略)	
第15条、第16条、第17条第1項、第18条第1項、第19条第1項、第20条第1項及び第3項並びに第21条第1項	(略)
(略)	

2 条例第32条第2項に規定する場合においては、第3条から第42条まで（第39条第3号及び第40条第2項第4号を除く。）の規定を適用するものとし、この場合におけるこれらの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)		
第6条第7号	(略)	(略)
第6条の2	条例第7条	第47条第1項の規定により読み替えて適用される条例第7条
第6条の2第1号	事業者	都市計画決定権者
第6条の3	条例第7条の2第1項	第47条第1項の規定により読み替えて適用される条例第7条の2第1項
	対象事業	都市計画対象事業
	事業者	都市計画決定権者
第6条の4第1項及び第2項	条例第7条の2第2項	第47条第1項の規定により読み替えて適用される条例第7条の2第2項
第6条の4第2項第1号	事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称
第6条の4第2項第2号から第4	対象事業	都市計画対象事業

(略)	
第7条、第8条第1項、第9条及び第10条第1項	(略)
(略)	
第15条、第16条第1項から第5項まで、第17条第1項、第18条第1項、第19条第1項、第20条第1項及び第3項並びに第21条第1項	(略)
(略)	

2 条例第32条第2項に規定する場合においては、第3条から第42条まで（第39条第3号及び第40条第2項第4号を除く。）の規定を適用するものとし、この場合におけるこれらの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)		
第6条第7号及び第7条第1項	(略)	(略)

号まで		
第6条の4 第3項	条例第7条の 2第2項	第47条第1項の規 定により読み替え て適用される条例 第7条の2第2項
第6条の5	条例第7条の 2第3項	第47条第1項の規 定により読み替え て適用される条例 第7条の2第3項
第6条の6	条例第7条の 2第4項	第47条第1項の規 定により読み替え て適用される条例 第7条の2第4項
	事業者	都市計画決定権者
第7条第1 項	条例第8条第 1項	第47条第1項の規 定により読み替え て適用される条例 第8条第1項
(略)		
第13条第7 号	(略)	(略)
第13条の2	条例第15条	第47条第1項の規 定により読み替え て適用される条例 第15条
(略)		
第15条	条例第16条第 2項	第47条第1項の規 定により読み替え て適用される条例 第16条第2項
第16条	条例第16条第 <u>2項</u>	第47条第1項の規 定により読み替え て適用される条例 第16条第2項
第17条	条例第16条第	第47条第1項の規

(略)		
第13条第7 号	(略)	(略)
(略)		
第15条第1 項及び第2 項	条例第16条第 2項	第47条第1項の規 定により読み替え て適用される条例 第16条第2項
第15条第2 項第1号	事業者の氏名 及び住所(法 人にあつては その名称、代 表者の氏名及 び主たる事務 所の所在地)	都市計画決定権者 の名称
第15条第2 項第2号及 び第3号	対象事業	都市計画対象事業
第15条第3 項	条例第16条第 2項	第47条第1項の規 定により読み替え て適用される条例 第16条第2項
第16条	条例第16条第 <u>3項</u>	第47条第1項の規 定により読み替え て適用される条例 第16条第3項
第17条	条例第16条第	第47条第1項の

	2項	定により読み替えて適用される条例第16条第2項
	(略)	(略)
(略)		
第37条第2号及び第3号	(略)	(略)
第37条の2	条例第23条	第47条第1項の規定により読み替えて適用される条例第23条
(略)		

(法対象事業に係る公聴会を実施する場合の読替え)

第50条 第21条から第31条までの規定は、条例第34条第2項において準用する条例第19条の規定による公聴会の開催について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第21条	(略)	条例第34条第2項において準用する条例第19条第1項
	(略)	
第22条第1項及び第2項	(略)	条例第34条第2項において準用する条例第19条第2項
(略)		

(法対象事業に係る事後調査を実施する場合の読替え)

第51条 第7章の規定は、条例第34条第2項において準用する条例第9章の規定による事後調査の実施等について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第43条	(略)	条例第34条第2項において準用する条例第30条第1項
第44条	(略)	条例第34条第2項において

	4項	規定により読み替えて適用される条例第16条第4項
	(略)	(略)
第18条第1項	条例第16条第4項	第47条第1項の規定により読み替えて適用される条例第16条第4項
第18条第3項	条例第16条第5項	第47条第1項の規定により読み替えて適用される条例第16条第5項
(略)		
第37条第2号及び第3号	(略)	(略)
(略)		

(法対象事業に係る公聴会を実施する場合の読替え)

第50条 第21条から第31条までの規定は、条例第34条において準用する条例第19条の規定による公聴会の開催について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第21条	(略)	条例第34条において準用する条例第19条第1項
	(略)	
第22条第1項及び第2項	(略)	条例第34条において準用する条例第19条第2項
(略)		

(法対象事業に係る事後調査を実施する場合の読替え)

第51条 第7章の規定は、条例第34条において準用する条例第9章の規定による事後調査の実施等について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第43条	(略)	条例第34条において準用する条例第30条第1項
第44条	(略)	条例第34条において準用す

第1項		準用する条例第31条第3項
	(略)	条例第34条第2項において準用する条例第31条第2項の調査報告書
第44条第2項	(略)	条例第34条第2項において準用する条例第31条第2項の調査報告書
	(略)	
第45条	(略)	条例第34条第2項において準用する条例第31条第4項
	(略)	条例第34条第2項において準用する条例第31条第2項の調査報告書
第46条	(略)	条例第34条第2項において準用する条例第31条第6項

第1項		る条例第31条第3項
	(略)	条例第34条において準用する条例第31条第2項の調査報告書
第44条第2項	(略)	条例第34条において準用する条例第31条第2項の調査報告書
	(略)	
第45条	(略)	条例第34条において準用する条例第31条第4項
	(略)	条例第34条において準用する条例第31条第2項の調査報告書
第46条	(略)	条例第34条において準用する条例第31条第6項

別表第1 (第2条関係)

事業の種類	事業内容	条例第2条第2項第1号の事業の規模の要件	条例第2条第2項第2号の事業の規模の要件
(略)			
4 飛行場及びその施設の設置又は変更の事業	(1) <u>空港法</u> (昭和31年法律第80号) <u>第2条</u> に規定する空港その他の飛行場 (以下「飛行場」という。)及びその施設の設置の事業 (略)	(略)	
(略)			

別記

第1号様式 (第3条関係)

環境影響評価方法書等送付書

(略)

新潟県環境影響評価条例第6条の規定により、別添のとおり環境影響評価方法書及び要約書を送付します。

(略)

第2号様式の2 (第6条の4関係)

方法書説明会開催計画通知書

年 月 日

新潟県知事 様

別表第1 (第2条関係)

事業の種類	事業内容	条例第2条第2項第1号の事業の規模の要件	条例第2条第2項第2号の事業の規模の要件
(略)			
4 飛行場及びその施設の設置又は変更の事業	(1) <u>空港整備法</u> (昭和31年法律第80号) <u>第2条第1項</u> に規定する空港その他の飛行場 (以下「飛行場」という。)及びその施設の設置の事業 (略)	(略)	
(略)			

別記

第1号様式 (第3条関係)

環境影響評価方法書送付書

(略)

新潟県環境影響評価条例第6条の規定により、別添のとおり環境影響評価方法書を送付します。

(略)

市町村長 様
 事業者 住 所
 氏 名 ④
 (法人にあつては、
 主たる事務所の所
 在地及び名称並び
 に代表者の氏名)

新潟県環境影響評価条例第7条の2第2項の規定により、環境影響評価方法書に関する説明会の開催計画について通知します。

対象事業の名称		※整理番号	
対象事業の種類		※受理年月日	
対象事業の規模			
対象事業実施区域			
公告年月日	年 月 日		
公告の方法			
方法書 説明会 開催計画	開催予定日時		
	開催予定場所(名称及び所在地)		
	定員		
説明会の開催以外に講じる措置がある場合にはその内容			
その他参考事項			
担当者連絡先	所在地		電話番号
	所属		担当者名

備考

- 1 氏名又は代表者氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- 2 ※印欄は、記入しないこと。

第2号様式の3 (第6条の5関係)

方法書説明会開催結果送付書

年 月 日

新潟県知事 様
 市町村長 様
 事業者 住 所
 氏 名 ④
 (法人にあつては、
 主たる事務所の所
 在地及び名称並び
 に代表者の氏名)

新潟県環境影響評価条例第7条の2第3項の規定により、別添のとおり環境影響評価方法書に関する説明会の開催結果について送付します。

対象事業の名称		※整理番号	
対象事業の種類		※受理年月日	
対象事業の規模			
対象事業実施区域			
開催を周知した地域			
方法書説明会の開催以外に講じた措置の内容			
その他参考事項			
担当者連絡先	所在地		電話番号
	所属		担当者名

備考

- 1 氏名又は代表者氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- 2 ※印欄は、記入しないこと。

添付書類

- 1 開催日時、開催場所の名称及び所在地、参加人数、方法書説明会の経過並びにその概要を記載した書類
- 2 方法書説明会で資料を配布した場合には、その資料

第5号様式 (第15条関係)

準備書説明会開催計画通知書

(略)

(略)	
準備書説明会開催計画	(略)
準備書説明会の開催以外に講じる措置がある場合にはその内容	
(略)	

(略)

第6号様式 (第16条関係)

準備書説明会開催結果送付書

第5号様式 (第15条関係)

説明会開催計画通知書

(略)

(略)	
説明会開催計画	(略)
説明会の開催以外に講じる措置がある場合にはその内容	
(略)	

(略)

第6号様式 (第16条関係)

説明会開催結果送付書

<p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td style="width: 20%;"><u>準備書説明会</u>の開催以外に講じた措置の内容</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 開催日時、開催場所の名称及び所在地、参加人数、<u>準備書説明会</u>の経過並びにその概要を記載した書類 2 <u>準備書説明会</u>で資料を配布した場合にあっては、その資料 <p>第7号様式 削除</p>	(略)		<u>準備書説明会</u> の開催以外に講じた措置の内容		(略)		<p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td style="width: 20%;"><u>説明会</u>の開催以外に講じた措置の内容</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 開催日時、開催場所の名称及び所在地、参加人数、<u>説明会</u>の経過並びにその概要を記載した書類 2 <u>説明会</u>で資料を配布した場合にあっては、その資料 <p>第7号様式 (第18条関係) 説明会の代替措置に関する報告書 (略)</p>	(略)		<u>説明会</u> の開催以外に講じた措置の内容		(略)	
(略)													
<u>準備書説明会</u> の開催以外に講じた措置の内容													
(略)													
(略)													
<u>説明会</u> の開催以外に講じた措置の内容													
(略)													

附 則

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 の 4 の項第 1 号の改正は、公布の日から施行する。

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第28号

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(新潟県障害者リハビリテーションセンター規則の一部改正)

第1条 新潟県障害者リハビリテーションセンター規則(昭和39年新潟県規則第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(使用料の納入)</p> <p>第6条 前条第1項の規定により入所した者(以下この条及び第7条において「入所者」という。)(入所者が児童である場合にあつては、その保護者)は、市町村が、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第29条第4項の規定により当該入所者(入所者が児童である場合にあつては、その保護者)に代わつて、当該入所者に係る同条第3項に規定する介護給付費又は訓練等給付費(以下この条において「介護給付費等」という。)を県に納入する場合は、条例第3条第1項の規定により当該入所者が納めなければならない使用料のうち介護給付費等を控除した額を県に納入するものとする。</p> <p>(食事の提供に要する費用等)</p> <p>第6条の2 条例第3条第2項の食事の提供、居住又は滞在に要する費用等で障害福祉サービスを受けた者に負担させることが適当と認められるものの額は、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令</u>(平成18年政令第10号)第21条第1項の食費等の基準費用額を基準とするものとする。</p>	<p>(使用料の納入)</p> <p>第6条 前条第1項の規定により入所した者(以下この条及び第7条において「入所者」という。)(入所者が児童である場合にあつては、その保護者)は、市町村が、<u>障害者自立支援法</u>(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第29条第4項の規定により当該入所者(入所者が児童である場合にあつては、その保護者)に代わつて、当該入所者に係る同条第3項に規定する介護給付費又は訓練等給付費(以下この条において「介護給付費等」という。)を県に納入する場合は、条例第3条第1項の規定により当該入所者が納めなければならない使用料のうち介護給付費等を控除した額を県に納入するものとする。</p> <p>(食事の提供に要する費用等)</p> <p>第6条の2 条例第3条第2項の食事の提供、居住又は滞在に要する費用等で障害福祉サービスを受けた者に負担させることが適当と認められるものの額は、<u>障害者自立支援法施行令</u>(平成18年政令第10号)第21条第1項の食費等の基準費用額を基準とするものとする。</p>

(コロニーにいがた白岩の里管理規則の一部改正)

第2条 コロニーにいがた白岩の里管理規則(昭和46年新潟県規則第68号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(施設の種類及び入所定員)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項に規定するもののほか、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>(平成17年法律第123号)第5条第8項に規定する短期入所に係る入所定員は、次のとおりとする。</p> <p>(略)</p>	<p>(施設の種類及び入所定員)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項に規定するもののほか、<u>障害者自立支援法</u>(平成17年法律第123号)第5条第8項に規定する短期入所に係る入所定員は、次のとおりとする。</p> <p>(略)</p>

(使用料の納入)

第 6 条 (略)

2 前条第 1 項の規定により入所した者（以下この項及び第 7 条において「入所者」という。）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 7 項に規定する生活介護、同条第 8 項に規定する短期入所、同条第 11 項に規定する施設入所支援又は同条第 13 項に規定する自立訓練を受けた者に限る。以下この項において同じ。）（入所者が児童である場合にあつては、その保護者）は、市町村が、同法第 29 条第 4 項の規定により当該入所者（入所者が児童である場合にあつては、その保護者）に代わつて、当該入所者に係る同条第 3 項に規定する介護給付費又は訓練等給付費（以下この項において「介護給付費等」という。）を県に納入する場合は、条例第 3 条第 2 項の規定により当該入所者が納めなければならない使用料のうち介護給付費等を控除した額を県に納入するものとする。

(食事の提供に要する費用等)

第 6 条の 2 条例第 3 条第 3 項の食事の提供、居住又は滞在に要する費用等で障害児入所支援又は障害福祉サービスを受けた者に負担させることが適当と認められるものの額は、児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号）第 27 条の 6 第 1 項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号）第 21 条第 1 項の食費等の基準費用額を基準とするものとする。

(退所)

第 7 条 所長は、入所者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 7 項に規定する生活介護、同条第 11 項に規定する施設入所支援若しくは同条第 13 項に規定する自立訓練（以下「施設障害福祉サービス」という。）又は障害児入所支援を受けている者に限る。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めて、当該入所者を退所させることができる。

(1)～(4) (略)

2 所長は、入所者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 8 項に規定する短期入所を受けている者に限る。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めて、当該入所者を退所させることができる。

(1)～(3) (略)

(新潟県財務規則の一部改正)

第 3 条 新潟県財務規則（昭和 57 年新潟県規則第 10 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

(使用料の納入)

第 6 条 (略)

2 前条第 1 項の規定により入所した者（以下この項及び第 7 条において「入所者」という。）（障害者自立支援法第 5 条第 7 項に規定する生活介護、同条第 8 項に規定する短期入所、同条第 11 項に規定する施設入所支援又は同条第 13 項に規定する自立訓練を受けた者に限る。以下この項において同じ。）（入所者が児童である場合にあつては、その保護者）は、市町村が、同法第 29 条第 4 項の規定により当該入所者（入所者が児童である場合にあつては、その保護者）に代わつて、当該入所者に係る同条第 3 項に規定する介護給付費又は訓練等給付費（以下この項において「介護給付費等」という。）を県に納入する場合は、条例第 3 条第 2 項の規定により当該入所者が納めなければならない使用料のうち介護給付費等を控除した額を県に納入するものとする。

(食事の提供に要する費用等)

第 6 条の 2 条例第 3 条第 3 項の食事の提供、居住又は滞在に要する費用等で障害児入所支援又は障害福祉サービスを受けた者に負担させることが適当と認められるものの額は、児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号）第 27 条の 6 第 1 項及び障害者自立支援法施行令（平成 18 年政令第 10 号）第 21 条第 1 項の食費等の基準費用額を基準とするものとする。

(退所)

第 7 条 所長は、入所者（障害者自立支援法第 5 条第 7 項に規定する生活介護、同条第 11 項に規定する施設入所支援若しくは同条第 13 項に規定する自立訓練（以下「施設障害福祉サービス」という。）又は障害児入所支援を受けている者に限る。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めて、当該入所者を退所させることができる。

(1)～(4) (略)

2 所長は、入所者（障害者自立支援法第 5 条第 8 項に規定する短期入所を受けている者に限る。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めて、当該入所者を退所させることができる。

(1)～(3) (略)

改 正 後	改 正 前
<p>(調定)</p> <p>第88条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる収入の調定は、当該各号に定める時期に行うものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第2項に規定する障害児通所給付費及び同法第24条の2第2項に規定する障害児入所給付費(第90条第4項において「障害児通所給付費等」という。)並びに<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>(平成17年法律第123号)第29条第3項に規定する介護給付費及び訓練等給付費(第90条第4項において「介護給付費等」という。)障害児通所支援若しくは障害児入所支援又は障害福祉サービスを行った月の末日</p> <p>(7) (略)</p>	<p>(調定)</p> <p>第88条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる収入の調定は、当該各号に定める時期に行うものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第2項に規定する障害児通所給付費及び同法第24条の2第2項に規定する障害児入所給付費(第90条第4項において「障害児通所給付費等」という。)並びに<u>障害者自立支援法</u>(平成17年法律第123号)第29条第3項に規定する介護給付費及び訓練等給付費(第90条第4項において「介護給付費等」という。)障害児通所支援若しくは障害児入所支援又は障害福祉サービスを行った月の末日</p> <p>(7) (略)</p>

(新潟県あけぼの園管理規則の一部改正)

第4条 新潟県あけぼの園管理規則(昭和59年新潟県規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(入所定員)</p> <p>第2条 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第5条第12項に規定する障害者支援施設の入所定員は、50人とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(食事の提供に要する費用等)</p> <p>第5条の2 条例第3条第2項の食事の提供、居住又は滞在に要する費用等で障害福祉サービスを受けた者に負担させることが適当と認められるものの額は、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令</u>(平成18年政令第10号)第21条第1項の食費等の基準費用額を基準とするものとする。</p>	<p>(入所定員)</p> <p>第2条 <u>障害者自立支援法</u>(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第5条第12項に規定する障害者支援施設の入所定員は、50人とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(食事の提供に要する費用等)</p> <p>第5条の2 条例第3条第2項の食事の提供、居住又は滞在に要する費用等で障害福祉サービスを受けた者に負担させることが適当と認められるものの額は、<u>障害者自立支援法施行令</u>(平成18年政令第10号)第21条第1項の食費等の基準費用額を基準とするものとする。</p>

(新潟県福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正)

第5条 新潟県福祉のまちづくり条例施行規則(平成8年新潟県規則第43号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
別表第1 (第2条、第6条関係)			別表第1 (第2条、第6条関係)		
区 分	公共的施設	特定公共的施設	区 分	公共的施設	特定公共的施設
建築物	(略)		建築物	(略)	
	7 社会福祉施設	(略)		7 社会福祉施設	(略)

	(1)～(4) (略) (5) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> (平成17年法律第123号) 第5条第12項に規定する障害者支援施設 (6) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> 第5条第1項に規定する障害福祉サービス(同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する自立訓練、同条第14項に規定する就労移行支援又は同条第15項に規定する就労継続支援に限る。)を行う施設(前号に規定する障害者支援施設を除く。)及び同条第27項に規定する福祉ホーム (7)～(12) (略)			(1)～(4) (略) (5) <u>障害者自立支援法</u> (平成17年法律第123号) 第5条第12項に規定する障害者支援施設 (6) <u>障害者自立支援法</u> 第5条第1項に規定する障害福祉サービス(同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する自立訓練、同条第14項に規定する就労移行支援又は同条第15項に規定する就労継続支援に限る。)を行う施設(前号に規定する障害者支援施設を除く。)及び同条第27項に規定する福祉ホーム (7)～(12) (略)	
(略)	(略)		(略)	(略)	

(新潟県児童福祉施設規則の一部改正)

第6条 新潟県児童福祉施設規則(平成15年新潟県規則第41号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(使用料の納入) 第6条 (略) 2 (略) 3 前条第1項の規定により入所した者(以下この条及び第7条において「入所者」という。)(<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> (平成17年法律第123号)第5条第7項に規定する生活介護又は同条第8項に規定する短期入所を受けた者に限る。以下この項において同じ。)(入所者が児童である場合にあつては、その保護者)は、市町村が、同法第29条第4項の規定により当該入所者(入所者が児童である場合にあつては、その保護者)に代わって、当該入所者に係る同条第3項に規定する介護給付費(以下この項において「介護給付費」という。)を県に納入する場合は、条例第3条第3項の規定により当該入所者が納めなければならない使用料のうち介護給付費を控除した額を県に納入するものとする。	(使用料の納入) 第6条 (略) 2 (略) 3 前条第1項の規定により入所した者(以下この条及び第7条において「入所者」という。)(<u>障害者自立支援法</u> (平成17年法律第123号)第5条第7項に規定する生活介護又は同条第8項に規定する短期入所を受けた者に限る。以下この項において同じ。)(入所者が児童である場合にあつては、その保護者)は、市町村が、同法第29条第4項の規定により当該入所者(入所者が児童である場合にあつては、その保護者)に代わって、当該入所者に係る同条第3項に規定する介護給付費(以下この項において「介護給付費」という。)を県に納入する場合は、条例第3条第3項の規定により当該入所者が納めなければならない使用料のうち介護給付費を控除した額を県に納入するものとする。

<p>(食事の提供に要する費用等)</p> <p>第6条の2 条例第3条第4項の食事の提供、居住又は滞在に要する費用等で新星学園において障害児入所支援又は短期入所を受けた者及びセンターにおいて障害児通所支援、障害児入所支援又は生活介護若しくは短期入所を受けた者に負担させることが適当と認められるものの額は、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第27条の6第1項及び<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)</u>第21条第1項の食費等の基準費用額を基準とするものとする。</p> <p>(退所)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 園長等は、入所者(新星学園において<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>第5条第8項に規定する短期入所を受けている者又はセンターにおいて同条第7項に規定する生活介護若しくは同条第8項に規定する短期入所を受けている者)に限る。以下この項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めて、当該入所者を退所させることができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(食事の提供に要する費用等)</p> <p>第6条の2 条例第3条第4項の食事の提供、居住又は滞在に要する費用等で新星学園において障害児入所支援又は短期入所を受けた者及びセンターにおいて障害児通所支援、障害児入所支援又は生活介護若しくは短期入所を受けた者に負担させることが適当と認められるものの額は、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第27条の6第1項及び<u>障害者自立支援法施行令(平成18年政令第10号)</u>第21条第1項の食費等の基準費用額を基準とするものとする。</p> <p>(退所)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 園長等は、入所者(新星学園において<u>障害者自立支援法</u>第5条第8項に規定する短期入所を受けている者又はセンターにおいて同条第7項に規定する生活介護若しくは同条第8項に規定する短期入所を受けている者)に限る。以下この項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めて、当該入所者を退所させることができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>
---	---

(新潟県児童福祉法施行細則の一部改正)

第7条 新潟県児童福祉法施行細則(平成18年新潟県規則第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>第14号様式の5 (第11条の5関係)</p> <p>高額障害児入所給付費支給申請書</p> <p>(略)</p> <p>注 1～3 (略)</p> <p>4 「制度」欄は、次のいずれかの番号を記入してください。</p> <p>①児童福祉法 ②<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u></p> <p>③介護保険法</p> <p>5・6 (略)</p> <p>(略)</p>	<p>第14号様式の5 (第11条の5関係)</p> <p>高額障害児入所給付費支給申請書</p> <p>(略)</p> <p>注 1～3 (略)</p> <p>4 「制度」欄は、次のいずれかの番号を記入してください。</p> <p>①児童福祉法 ②<u>障害者自立支援法</u> ③介護保険法</p> <p>5・6 (略)</p> <p>(略)</p>

(新潟県障害者自立支援法施行細則の一部改正)

第8条 新潟県障害者自立支援法施行細則(平成18年新潟県規則第53号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p><u>新潟県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則</u></p> <p>(趣旨)</p>	<p><u>新潟県障害者自立支援法施行細則</u></p> <p>(趣旨)</p>

第 1 条 この規則は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）の施行に伴い、必要な事項を定めるものとする。

別記

第 1 号様式（第 2 条関係）

指定障害福祉サービス事業者
 指 定 障 害 者 支 援 施 設 指 定 (指 定 更 新) 申
 指 定 一 般 相 談 支 援 事 業 者
 請 書
 (略)

下記のとおり指定障害福祉サービス事業者（指定障害者支援施設・指定一般相談支援事業者）の指定（指定の更新）を受けたいので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第36条第 1 項（第38条第 1 項・第41条第 4 項・第51条の19第 1 項・第51条の21第 1 項）の規定により、関係書類を添えて申請します。

(略)

(略)	
事業所 番号	<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> において既に指定を受けている場合
(略)	

(略)

第 1 号様式の 2（第 2 条の 2 関係）

指定障害福祉サービス事業者
 指 定 障 害 者 支 援 施 設 指 定 変 更 申 請 書
 (略)

下記のとおり指定障害福祉サービス事業者（指定障害者支援施設）の指定の変更を受けたいので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第37条第 1 項（第39条第 1 項）の規定により、関係書類を添えて申請します。

(略)

第 2 号様式（第 3 条関係）

変更届出書

(略)

下記のとおり指定に係る事項に変更があったので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第46条第 1 項（第46条第 3 項・第51条の25第 1 項）の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

(略)

第 1 条 この規則は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）の施行に伴い、必要な事項を定めるものとする。

別記

第 1 号様式（第 2 条関係）

指定障害福祉サービス事業者
 指 定 障 害 者 支 援 施 設 指 定 (指 定 更 新) 申
 指 定 一 般 相 談 支 援 事 業 者
 請 書
 (略)

下記のとおり指定障害福祉サービス事業者（指定障害者支援施設・指定一般相談支援事業者）の指定（指定の更新）を受けたいので、障害者自立支援法第36条第 1 項（第38条第 1 項・第41条第 4 項・第51条の19第 1 項・第51条の21第 1 項）の規定により、関係書類を添えて申請します。

(略)

(略)	
事業所 番号	<u>障害者自立支援法</u> において既に指定を受けている場合
(略)	

(略)

第 1 号様式の 2（第 2 条の 2 関係）

指定障害福祉サービス事業者
 指 定 障 害 者 支 援 施 設 指 定 変 更 申 請 書
 (略)

下記のとおり指定障害福祉サービス事業者（指定障害者支援施設）の指定の変更を受けたいので、障害者自立支援法第37条第 1 項（第39条第 1 項）の規定により、関係書類を添えて申請します。

(略)

第 2 号様式（第 3 条関係）

変更届出書

(略)

下記のとおり指定に係る事項に変更があったので、障害者自立支援法第46条第 1 項（第46条第 3 項・第51条の25第 1 項）の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

(略)

第3号様式(第3条関係)

再開・廃止・休止届出書

(略)

下記のとおり指定に係る事業を再開(廃止・休止)したので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第46条第1項(第46条第2項・第51条の25第1項・第51条の25第2項)の規定により、届け出ます。

(略)

第3号様式の2(第3条の2関係)

指定辞退届出書

(略)

下記のとおり指定障害者支援施設の指定を辞退したいので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第47条の規定により、届け出ます。

(略)

第4号様式(第4条関係)

自立支援医療費(精神通院医療)支給認定申請書(新規・再認定・変更)

(略)

上記のとおり自立支援医療費の支給を受けたいので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第53条第1項(第56条第1項)の規定により、申請します。

(略)

(略)

第6号様式(第5条関係)

支給認定申請内容変更届出書(精神通院医療)

(略)

上記のとおり支給認定の申請内容を変更したので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第32条第1項の規定により、届け出ます。

(略)

第7号様式(第6条関係)

医療受給者証(精神通院医療)再交付申請書

(略)

上記のとおり医療受給者証(精神通院医療)の再交付を受けたいので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第33条第1項の規定により、申請します。

(略)

(略)

第3号様式(第3条関係)

再開・廃止・休止届出書

(略)

下記のとおり指定に係る事業を再開(廃止・休止)したので、障害者自立支援法第46条第1項(第46条第2項・第51条の25第1項・第51条の25第2項)の規定により、届け出ます。

(略)

第3号様式の2(第3条の2関係)

指定辞退届出書

(略)

下記のとおり指定障害者支援施設の指定を辞退したいので、障害者自立支援法第47条の規定により、届け出ます。

(略)

第4号様式(第4条関係)

自立支援医療費(精神通院医療)支給認定申請書(新規・再認定・変更)

(略)

上記のとおり自立支援医療費の支給を受けたいので、障害者自立支援法第53条第1項(第56条第1項)の規定により、申請します。

(略)

(略)

第6号様式(第5条関係)

支給認定申請内容変更届出書(精神通院医療)

(略)

上記のとおり支給認定の申請内容を変更したので、障害者自立支援法施行令第32条第1項の規定により、届け出ます。

(略)

第7号様式(第6条関係)

医療受給者証(精神通院医療)再交付申請書

(略)

上記のとおり医療受給者証(精神通院医療)の再交付を受けたいので、障害者自立支援法施行令第33条第1項の規定により、申請します。

(略)

(略)

第 8 号様式 (第 7 条関係)

指定自立支援医療機関 (育成医療・更生医療・精神通院医療) 指定申請書

(略)

上記のとおり指定自立支援医療機関 (育成医療・更生医療・精神通院医療) の指定を受けたいので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第 1 項の規定により、申請します。

(略)

第 9 号様式 (第 8 条関係)

指定自立支援医療機関 (育成医療・更生医療・精神通院医療) 変更等届出書

(略)

上記のとおり指定に係る事項に変更があったので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第64条 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第63条) の規定により、届け出ます。

(略)

第10号様式 (第 9 条関係)

指定自立支援医療機関指定辞退申出書

(略)

上記のとおり指定を辞退するので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第64条の規定により、申し出ます。

(略)

第11号様式 (第10条関係)

障害福祉サービス事業等開始 (変更) 届出書

(略)

上記のとおり事業を開始 (変更) するので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第79条第 2 項 (第 3 項) の規定により、届け出ます。

(略)

第12号様式 (第10条関係)

障害福祉サービス事業等廃止 (休止) 届出書

(略)

上記のとおり事業を廃止 (休止) したいので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第79条第 4 項の規定により、届け出ます。

(略)

第 8 号様式 (第 7 条関係)

指定自立支援医療機関 (育成医療・更生医療・精神通院医療) 指定申請書

(略)

上記のとおり指定自立支援医療機関 (育成医療・更生医療・精神通院医療) の指定を受けたいので、障害者自立支援法第59条第 1 項の規定により、申請します。

(略)

第 9 号様式 (第 8 条関係)

指定自立支援医療機関 (育成医療・更生医療・精神通院医療) 変更等届出書

(略)

上記のとおり指定に係る事項に変更があったので、障害者自立支援法第64条 (障害者自立支援法施行規則第63条) の規定により、届け出ます。

(略)

第10号様式 (第 9 条関係)

指定自立支援医療機関指定辞退申出書

(略)

上記のとおり指定を辞退するので、障害者自立支援法施行規則第64条の規定により、申し出ます。

(略)

第11号様式 (第10条関係)

障害福祉サービス事業等開始 (変更) 届出書

(略)

上記のとおり事業を開始 (変更) するので、障害者自立支援法第79条第 2 項 (第 3 項) の規定により、届け出ます。

(略)

第12号様式 (第10条関係)

障害福祉サービス事業等廃止 (休止) 届出書

(略)

上記のとおり事業を廃止 (休止) したいので、障害者自立支援法第79条第 4 項の規定により、届け出ます。

(略)

(新潟県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第 9 条 新潟県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例施行規則 (平成25年新潟県規則第 6 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分 (以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対

応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(従業者の員数)</p> <p>第3条 生活介護を行う場合において指定障害者支援施設に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 アからエまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからエまでに定める数</p> <p>ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数 生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(ア)及び(イ)に掲げる数を合計した数以上</p> <p>(ア) a から c までに掲げる平均障害程度区分(厚生労働大臣が定める平均障害程度区分の算定方法(平成18年9月厚生労働省告示第542号)に定めるところにより算定した障害程度区分の平均値をいう。以下同じ。)に応じ、それぞれ a から c までに定める数</p> <p>a 平均障害程度区分が4未満 利用者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第171条並びに第184条において準用する同令第22条及び第144条に規定する厚生労働大臣が定める者等(平成18年9月厚生労働省告示第553号)に定める者を除く。b及びcにおいて同じ。)の数を6で除した数</p> <p>b・c (略)</p> <p>(イ) (ア) a の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第171条並びに第184条において準用する同令第22条及び第144条に規定する厚生労働大臣が定める者等に定める者である利用者の数を10で除した数</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2～23 (略)</p> <p>24 施設入所支援を行う場合において指定障害者支援施設に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 生活支援員 施設入所支援の単位ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数。ただし、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援若</p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第3条 生活介護を行う場合において指定障害者支援施設に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 アからエまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからエまでに定める数</p> <p>ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数 生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(ア)及び(イ)に掲げる数を合計した数以上</p> <p>(ア) a から c までに掲げる平均障害程度区分(厚生労働大臣が定める平均障害程度区分の算定方法(平成18年9月厚生労働省告示第542号)に定めるところにより算定した障害程度区分の平均値をいう。以下同じ。)に応じ、それぞれ a から c までに定める数</p> <p>a 平均障害程度区分が4未満 利用者(障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第171条並びに第184条において準用する同令第22条及び第144条に規定する厚生労働大臣が定める者等(平成18年9月厚生労働省告示第553号)に定める者を除く。b及びcにおいて同じ。)の数を6で除した数</p> <p>b・c (略)</p> <p>(イ) (ア) a の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第171条並びに第184条において準用する同令第22条及び第144条に規定する厚生労働大臣が定める者等に定める者である利用者の数を10で除した数</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2～23 (略)</p> <p>24 施設入所支援を行う場合において指定障害者支援施設に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 生活支援員 施設入所支援の単位ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数。ただし、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援若</p>

<p>しくは就労継続支援B型を受ける利用者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第171条並びに第184条において準用する同令第22条及び第144条に規定する厚生労働大臣が定める者等に定める者に対してのみその提供が行われる単位にあつては、宿直勤務を行う生活支援員を1以上とする。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>25・26 (略)</p> <p>(利用者負担額等)</p> <p>第6条 条例第23条第3項の規則で定める費用は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 施設入所支援を行う場合 アからオまでに掲げる費用</p> <p>ア 食事の提供に要する費用及び光熱水費（<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第34条第1項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合は、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令</u>（平成18年政令第10号）第21条第1項第1号に規定する食費等の基準費用額（法第34条第2項において準用する法第29条第5項の規定により当該特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定障害者支援施設等に支払われた場合は、同号に規定する食費等の負担限度額）を限度とする。）</p> <p>イ～オ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(給付金)</p> <p>第7条 条例第43条の規則で定める給付金は、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第38条の2の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金</u>（平成23年9月厚生労働省告示第378号）に定めるものとする。</p>	<p>しくは就労継続支援B型を受ける利用者又は障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第171条並びに第184条において準用する同令第22条及び第144条に規定する厚生労働大臣が定める者等に定める者に対してのみその提供が行われる単位にあつては、宿直勤務を行う生活支援員を1以上とする。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>25・26 (略)</p> <p>(利用者負担額等)</p> <p>第6条 条例第23条第3項の規則で定める費用は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 施設入所支援を行う場合 アからオまでに掲げる費用</p> <p>ア 食事の提供に要する費用及び光熱水費（<u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第34条第1項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合は、<u>障害者自立支援法施行令</u>（平成18年政令第10号）第21条第1項第1号に規定する食費等の基準費用額（法第34条第2項において準用する法第29条第5項の規定により当該特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定障害者支援施設等に支払われた場合は、同号に規定する食費等の負担限度額）を限度とする。）</p> <p>イ～オ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(給付金)</p> <p>第7条 条例第43条の規則で定める給付金は、<u>障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第38条の2の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金</u>（平成23年9月厚生労働省告示第378号）に定めるものとする。</p>
---	---

（新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例施行規則の一部改正）

第10条 新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例施行規則（平成25年新潟県規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(指定療養介護に係る利用者負担額等)</p> <p>第8条 条例第57条第2項の規則で定めるところは、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところによるものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(指定療養介護に係る利用者負担額等)</p> <p>第8条 条例第57条第2項の規則で定めるところは、<u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところによるものとする。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(指定短期入所事業所の従業者の員数)</p> <p>第17条 法第5条第8項に規定する施設が指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合において、当該施設及び併設事業所に置くべき従業者の総数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 条例第126条第1項に規定する指定共同生活介護事業者、条例第154条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者（<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則</u>（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）第25条第7号に規定する宿泊型自立訓練の事業を行う者に限る。）又は条例第197条第1項に規定する指定共同生活援助事業者（ア及び次項において「指定共同生活介護事業者等」という。）である当該施設が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合 ア又はイに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれア又はイに定める数 ア・イ (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(指定短期入所事業所の従業者の員数)</p> <p>第17条 法第5条第8項に規定する施設が指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合において、当該施設及び併設事業所に置くべき従業者の総数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 条例第126条第1項に規定する指定共同生活介護事業者、条例第154条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者（<u>障害者自立支援法施行規則</u>（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）第25条第7号に規定する宿泊型自立訓練の事業を行う者に限る。）又は条例第197条第1項に規定する指定共同生活援助事業者（ア及び次項において「指定共同生活介護事業者等」という。）である当該施設が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合 ア又はイに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれア又はイに定める数 ア・イ (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(条例第160条の規定により読み替えて適用される条例第23条並びに第132条第1項及び第2項の規則で定める者)</p> <p>第36条 条例第160条の規定により読み替えて適用される条例第23条並びに第132条第1項及び第2項の規則で定める者は、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第171条並びに第184条において準用する同令第22条及び第144条に規定する厚生労働大臣が定める者等</u>（平成18年9月厚生労働省告示第553号）に定めるものとする。</p>	<p>(条例第160条の規定により読み替えて適用される条例第23条並びに第132条第1項及び第2項の規則で定める者)</p> <p>第36条 条例第160条の規定により読み替えて適用される条例第23条並びに第132条第1項及び第2項の規則で定める者は、<u>障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第171条並びに第184条において準用する同令第22条及び第144条に規定する厚生労働大臣が定める者等</u>（平成18年9月厚生労働省告示第553号）に定めるものとする。</p>
<p>(条例第173条の規定により読み替えて適用される条例第23条並びに第132条第1項及び第2項の規則で定める者)</p> <p>第41条 条例第173条の規定により読み替えて適用</p>	<p>(条例第173条の規定により読み替えて適用される条例第23条並びに第132条第1項及び第2項の規則で定める者)</p> <p>第41条 条例第173条の規定により読み替えて適用</p>

される条例第23条並びに第132条第1項及び第2項の規則で定める者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第171条並びに第184条において準用する同令第22条及び第144条に規定する厚生労働大臣が定める者等に定めるものとする。

(条例附則第20項に規定する身体障害者授産施設のうち規則で定めるもの等)

第55条 条例附則第20項に規定する身体障害者授産施設のうち規則で定めるものは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「基準省令」という。）附則第21条に規定する厚生労働大臣が定める身体障害者授産施設とする。

2・3 (略)

附 則

1 (略)

(指定生活介護事業所に置くべき従業者の員数に関する経過措置)

2 当分の間、第1号の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第171条並びに第184条において準用する同令第22条及び第144条に規定する厚生労働大臣が定める者等に定める者に対し指定生活介護を提供する指定生活介護事業所に置くべき看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、第11条第1項第2号アの規定にかかわらず、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる数を合計した数以上とする。

(1) アからウまでに掲げる利用者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第171条並びに第184条において準用する同令第22条及び第144条に規定する厚生労働大臣が定める者等に定める者を除く。以下この号において同じ。）の平均障害程度区分に応じ、それぞれアからウまでに定める数

ア～ウ (略)

(2) 前号の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第171条並びに第184条において準用する同令第22条及び第144条に規定する厚生労働大臣が定める者等に定める者である利用者の数を

される条例第23条並びに第132条第1項及び第2項の規則で定める者は、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第171条並びに第184条において準用する同令第22条及び第144条に規定する厚生労働大臣が定める者等に定めるものとする。

(条例附則第20項に規定する身体障害者授産施設のうち規則で定めるもの等)

第55条 条例附則第20項に規定する身体障害者授産施設のうち規則で定めるものは、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「基準省令」という。）附則第21条に規定する厚生労働大臣が定める身体障害者授産施設とする。

2・3 (略)

附 則

1 (略)

(指定生活介護事業所に置くべき従業者の員数に関する経過措置)

2 当分の間、第1号の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第171条並びに第184条において準用する同令第22条及び第144条に規定する厚生労働大臣が定める者等に定める者に対し指定生活介護を提供する指定生活介護事業所に置くべき看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、第11条第1項第2号アの規定にかかわらず、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる数を合計した数以上とする。

(1) アからウまでに掲げる利用者（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第171条並びに第184条において準用する同令第22条及び第144条に規定する厚生労働大臣が定める者等に定める者を除く。以下この号において同じ。）の平均障害程度区分に応じ、それぞれアからウまでに定める数

ア～ウ (略)

(2) 前号の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第171条並びに第184条において準用する同令第22条及び第144条に規定する厚生労働大臣が定める者等に定める者である利用者の数を10で除した数

<p>10で除した数 3～5 (略)</p> <p>(平成18年10月1日前から存する精神障害者生活訓練施設等に係る設備に関する特例)</p> <p>6 平成18年10月1日前から存する法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第30条の2に規定する身体障害者福祉ホーム、法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「旧精神保健福祉法」という。)第50条の2第1項第1号に掲げる精神障害者生活訓練施設(以下「精神障害者生活訓練施設」という。)、法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号。以下「旧知的障害者福祉法」という。)第21条の8に規定する知的障害者通勤寮のうち旧知的障害者福祉法第15条の11第1項の指定を受けているもの(以下「指定知的障害者通勤寮」という。)若しくは旧知的障害者福祉法第21条の9に規定する知的障害者福祉ホーム又は旧精神保健福祉法第50条の2第1項第3号に掲げる精神障害者福祉ホーム(以下「旧精神障害者福祉ホーム」という。)(これらの施設のうち、同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。)において行われる指定共同生活介護の事業等について、第24条(第49条において準用する場合を含む。)の規定を適用する場合においては、第24条第2号の規定は、旧精神障害者福祉ホーム(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)附則第8条の2に規定する厚生労働大臣が定めるものを除く。)を除き、当分の間、適用しない。</p> <p>7・8 (略)</p>	<p>3～5 (略)</p> <p>(平成18年10月1日前から存する精神障害者生活訓練施設等に係る設備に関する特例)</p> <p>6 平成18年10月1日前から存する法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第30条の2に規定する身体障害者福祉ホーム、法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「旧精神保健福祉法」という。)第50条の2第1項第1号に掲げる精神障害者生活訓練施設(以下「精神障害者生活訓練施設」という。)、法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号。以下「旧知的障害者福祉法」という。)第21条の8に規定する知的障害者通勤寮のうち旧知的障害者福祉法第15条の11第1項の指定を受けているもの(以下「指定知的障害者通勤寮」という。)若しくは旧知的障害者福祉法第21条の9に規定する知的障害者福祉ホーム又は旧精神保健福祉法第50条の2第1項第3号に掲げる精神障害者福祉ホーム(以下「旧精神障害者福祉ホーム」という。)(これらの施設のうち、同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。)において行われる指定共同生活介護の事業等について、第24条(第49条において準用する場合を含む。)の規定を適用する場合においては、第24条第2号の規定は、旧精神障害者福祉ホーム(障害者自立支援法施行令(平成18年政令第10号)附則第8条の2に規定する厚生労働大臣が定めるものを除く。)を除き、当分の間、適用しない。</p> <p>7・8 (略)</p>
---	---

(新潟県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第11条 新潟県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例施行規則(平成25年新潟県規則第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1 (略) (経過措置)</p> <p>2 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準</u>(平成18年厚生労働省令第171号)附則第5条に規定す</p>	<p>附 則</p> <p>1 (略) (経過措置)</p> <p>2 <u>障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準</u>(平成18年厚生労働省令第171号)附則第5条に規定する旧指定児童デイサービス事業所に係る事業を</p>

<p>る旧指定児童デイサービス事業所に係る事業を行う者であって、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号。以下「整備法」という。）附則第22条第1項の規定により整備法第5条の規定による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「新児童福祉法」という。）第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、平成27年3月31日までの間は、第3条第1項第2号及び第13条第1項第2号の規定は適用せず、第3条第1項第1号ア及びイ並びに第13条第1項第1号ア及びイの規定の適用については、これらの規定中「10」とあるのは「15」とする。</p> <p>3 （略）</p>	<p>行う者であって、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号。以下「整備法」という。）附則第22条第1項の規定により整備法第5条の規定による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「新児童福祉法」という。）第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、平成27年3月31日までの間は、第3条第1項第2号及び第13条第1項第2号の規定は適用せず、第3条第1項第1号ア及びイ並びに第13条第1項第1号ア及びイの規定の適用については、これらの規定中「10」とあるのは「15」とする。</p> <p>3 （略）</p>
---	--

（新潟県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正）

第12条 新潟県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年新潟県規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（職員の配置の基準）</p> <p>第6条 （略）</p> <p>2 生活介護を行う場合において障害者支援施設に置くべき職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 アからエまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからエまでに定める数</p> <p>ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数 生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(ア)及び(イ)に掲げる数を合計した数以上</p> <p>(ア) a から c までに掲げる平均障害程度区分（厚生労働大臣が定める平均障害程度区分の算定方法（平成18年9月厚生労働省告示第542号）に定めるところにより算定した障害程度区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ a から c までに定める数</p> <p>a 平均障害程度区分が4未満 利用者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第171条並びに第184条において準用する同令第22条及び第144条に規定する厚生労働大臣が定める者等(平成18年9月厚生労働省告示第553号)に定める者を除く。 b 及び c におい</p>	<p>（職員の配置の基準）</p> <p>第6条 （略）</p> <p>2 生活介護を行う場合において障害者支援施設に置くべき職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 アからエまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからエまでに定める数</p> <p>ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数 生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(ア)及び(イ)に掲げる数を合計した数以上</p> <p>(ア) a から c までに掲げる平均障害程度区分（厚生労働大臣が定める平均障害程度区分の算定方法（平成18年9月厚生労働省告示第542号）に定めるところにより算定した障害程度区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ a から c までに定める数</p> <p>a 平均障害程度区分が4未満 利用者（<u>障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第171条並びに第184条において準用する同令第22条及び第144条に規定する厚生労働大臣が定める者等</u>（平成18年9月厚生労働省告示第553号）に定める者を除く。 b 及び c において同</p>

て同じ。)の数を6で除した数
 b・c (略)

(イ) (7) a の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第171条並びに第184条において準用する同令第22条及び第144条に規定する厚生労働大臣が定める者等に定める者である利用者の数を10で除した数

イ～エ (略)

(3) (略)

3～24 (略)

25 施設入所支援を行う場合において障害者支援施設に置くべき職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 生活支援員 施設入所支援の単位ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数。ただし、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援若しくは就労継続支援B型を受ける利用者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第171条並びに第184条において準用する同令第22条及び第144条に規定する厚生労働大臣が定める者等に定める者に対してのみその提供が行われる単位にあっては、宿直勤務を行う生活支援員を1以上とする。

ア・イ (略)

(2) (略)

26・27 (略)

(給付金)

第8条 条例第35条の規則で定める給付金は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準第33条の2の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金(平成23年9月厚生労働省告示第379号)に定めるものとする。

附 則

1 (略)

(居室の定員の経過措置)

2 平成18年10月1日前から存する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号。以下「旧知的障害者福祉法」という。)第21条の6に規定する知的障害者更生施設

b・c (略)

(イ) (7) a の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第171条並びに第184条において準用する同令第22条及び第144条に規定する厚生労働大臣が定める者等に定める者である利用者の数を10で除した数

イ～エ (略)

(3) (略)

3～24 (略)

25 施設入所支援を行う場合において障害者支援施設に置くべき職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 生活支援員 施設入所支援の単位ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数。ただし、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援若しくは就労継続支援B型を受ける利用者又は障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第171条並びに第184条において準用する同令第22条及び第144条に規定する厚生労働大臣が定める者等に定める者に対してのみその提供が行われる単位にあっては、宿直勤務を行う生活支援員を1以上とする。

ア・イ (略)

(2) (略)

26・27 (略)

(給付金)

第8条 条例第35条の規則で定める給付金は、障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準第33条の2の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金(平成23年9月厚生労働省告示第379号)に定めるものとする。

附 則

1 (略)

(居室の定員の経過措置)

2 平成18年10月1日前から存する障害者自立支援法(平成17年法律第123号。以下「法」という。)附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号。以下「旧知的障害者福祉法」という。)第21条の6に規定する知的障害者更生施設(障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生勞

<p>(障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成18年厚生労働省令第169号。以下「整備省令」という。))による廃止前の知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準(平成15年厚生労働省令第22号。以下「旧知的障害者援護施設最低基準」という。))第22条第1号に規定する知的障害者入所更生施設に限る。以下「知的障害者更生施設」という。)、旧知的障害者福祉法第21条の7に規定する知的障害者授産施設(旧知的障害者援護施設最低基準第46条第1号に規定する知的障害者入所授産施設に限る。以下「知的障害者授産施設」という。))又は旧知的障害者福祉法第21条の8に規定する知的障害者通勤寮(以下「知的障害者通勤寮」という。))において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物(同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。以下同じ。))について、第5条の規定を適用する場合においては、同条第2号ア中「4人」とあるのは、「原則として4人」とする。</p> <p>3～10 (略)</p>	<p>働省関係省令の整備等に関する省令(平成18年厚生労働省令第169号。以下「整備省令」という。))による廃止前の知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準(平成15年厚生労働省令第22号。以下「旧知的障害者援護施設最低基準」という。))第22条第1号に規定する知的障害者入所更生施設に限る。以下「知的障害者更生施設」という。)、旧知的障害者福祉法第21条の7に規定する知的障害者授産施設(旧知的障害者援護施設最低基準第46条第1号に規定する知的障害者入所授産施設に限る。以下「知的障害者授産施設」という。))又は旧知的障害者福祉法第21条の8に規定する知的障害者通勤寮(以下「知的障害者通勤寮」という。))において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物(同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。以下同じ。))について、第5条の規定を適用する場合においては、同条第2号ア中「4人」とあるのは、「原則として4人」とする。</p> <p>3～10 (略)</p>
--	---

(新潟県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第13条 新潟県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年新潟県規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(条例附則第4項に規定する身体障害者授産施設のうち規則で定めるもの等)</p> <p>第24条 条例附則第4項に規定する身体障害者授産施設のうち規則で定めるものは、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準</u>(平成18年厚生労働省令第174号。以下「基準省令」という。))附則第6条に規定する厚生労働大臣が定める身体障害者授産施設とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(生活介護事業所に置くべき職員の員数に関する経過措置)</p> <p>2 当分の間、第1号の<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第171条並びに第184条において準用する同令第22条及び第144条に規定する厚生労働大臣が定める者等</u>(平成18年9月厚生労働省告示第553号)に定める者に対し生活介護を提供する生活介護事業所に置くべき看護職員、理学療法士</p>	<p>(条例附則第4項に規定する身体障害者授産施設のうち規則で定めるもの等)</p> <p>第24条 条例附則第4項に規定する身体障害者授産施設のうち規則で定めるものは、<u>障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準</u>(平成18年厚生労働省令第174号。以下「基準省令」という。))附則第6条に規定する厚生労働大臣が定める身体障害者授産施設とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(生活介護事業所に置くべき職員の員数に関する経過措置)</p> <p>2 当分の間、第1号の<u>障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第171条並びに第184条において準用する同令第22条及び第144条に規定する厚生労働大臣が定める者等</u>(平成18年9月厚生労働省告示第553号)に定める者に対し生活介護を提供する生活介護事業所に置くべき看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、第</p>

又は作業療法士及び生活支援員の総数は、第7条第1項第3号アの規定にかかわらず、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次の各号に掲げる数の合計以上の数とする。

(1) アからウまでに掲げる利用者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第171条並びに第184条において準用する同令第22条及び第144条に規定する厚生労働大臣が定める者等に定める者を除く。以下この号において同じ。）の平均障害程度区分に応じ、それぞれアからウまでに定める数

ア～ウ (略)

(2) 前号の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第171条並びに第184条において準用する同令第22条及び第144条に規定する厚生労働大臣が定める者等に定める者である利用者の数を10で除した数

3 (略)

(宿泊型自立訓練に関する経過措置)

4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第50条の2第1項第1号に掲げる精神障害者生活訓練施設（以下「精神障害者生活訓練施設」という。）、同項第2号に掲げる精神障害者授産施設（以下「精神障害者授産施設」という。）（障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成18年厚生労働省令第169号。以下「整備省令」という。）による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第87号。以下「旧精神障害者社会復帰施設基準」という。）第23条第1号に掲げる通所施設及び同条第2号に掲げる精神障害者小規模通所授産施設を除く。）、法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号。以下「旧知的障害者福祉法」という。）第21条の6に規定する知的障害者更生施設（以下「知的障害者更生施設」という。）（整備省令による廃止前の知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第22号。以下「旧知的障害者援護施設最低基準」という。）第22条第1号に規定する知的障害者入所更生施設に限る。）、

7条第1項第3号アの規定にかかわらず、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次の各号に掲げる数の合計以上の数とする。

(1) アからウまでに掲げる利用者（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第171条並びに第184条において準用する同令第22条及び第144条に規定する厚生労働大臣が定める者等に定める者を除く。以下この号において同じ。）の平均障害程度区分に応じ、それぞれアからウまでに定める数

ア～ウ (略)

(2) 前号の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第171条並びに第184条において準用する同令第22条及び第144条に規定する厚生労働大臣が定める者等に定める者である利用者の数を10で除した数

3 (略)

(宿泊型自立訓練に関する経過措置)

4 障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第50条の2第1項第1号に掲げる精神障害者生活訓練施設（以下「精神障害者生活訓練施設」という。）、同項第2号に掲げる精神障害者授産施設（以下「精神障害者授産施設」という。）（障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成18年厚生労働省令第169号。以下「整備省令」という。）による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第87号。以下「旧精神障害者社会復帰施設基準」という。）第23条第1号に掲げる通所施設及び同条第2号に掲げる精神障害者小規模通所授産施設を除く。）、法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号。以下「旧知的障害者福祉法」という。）第21条の6に規定する知的障害者更生施設（以下「知的障害者更生施設」という。）（整備省令による廃止前の知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第22号。以下「旧知的障害者援護施設最低基準」という。）第22条第1号に規定する知的障害者入所更生施設に限る。）、旧知的障害者福祉法第21条の7に規定する

<p>旧知的障害者福祉法第21条の7に規定する知的障害者授産施設（以下「知的障害者授産施設」という。）（旧知的障害者援護施設最低基準第46条第1号に規定する知的障害者入所授産施設に限る。）及び旧知的障害者福祉法第21条の8に規定する知的障害者通勤寮（以下「知的障害者通勤寮」という。）について、第12条第2項の規定を適用する場合には、同項第1号ア中「1人」とあるのは精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設（旧精神障害者社会復帰施設基準附則第3条の適用を受けるものを除く。）については「2人以下」と、精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設（旧精神障害者社会復帰施設基準附則第3条の適用を受けるものに限る。）、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設並びに知的障害者通勤寮については「4人以下」と、同号イ中「一の居室の面積は」とあるのは「利用者1人当たりの床面積は」と、「7.43平方メートル」とあるのは精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設については「4.4平方メートル」と、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設及び知的障害者通勤寮については「6.6平方メートル」とする。</p> <p>5 （略）</p>	<p>知的障害者授産施設（以下「知的障害者授産施設」という。）（旧知的障害者援護施設最低基準第46条第1号に規定する知的障害者入所授産施設に限る。）及び旧知的障害者福祉法第21条の8に規定する知的障害者通勤寮（以下「知的障害者通勤寮」という。）について、第12条第2項の規定を適用する場合には、同項第1号ア中「1人」とあるのは精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設（旧精神障害者社会復帰施設基準附則第3条の適用を受けるものを除く。）については「2人以下」と、精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設（旧精神障害者社会復帰施設基準附則第3条の適用を受けるものに限る。）、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設並びに知的障害者通勤寮については「4人以下」と、同号イ中「一の居室の面積は」とあるのは「利用者1人当たりの床面積は」と、「7.43平方メートル」とあるのは精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設については「4.4平方メートル」と、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設及び知的障害者通勤寮については「6.6平方メートル」とする。</p> <p>5 （略）</p>
---	---

（新潟県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正）

第14条 新潟県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年新潟県規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 （略） （経過措置）</p> <p>2 平成18年10月1日前から存する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第50条の2第4項に規定する精神障害者福祉ホーム又は法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第21条の9に規定する知的障害者福祉ホーム（これらの施設のうち、同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）が福祉ホームを経営する事業を行う場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、第5条第1号イの規定は、適用しない。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 （略） （経過措置）</p> <p>2 平成18年10月1日前から存する<u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号。以下「法」という。）附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第50条の2第4項に規定する精神障害者福祉ホーム又は法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第21条の9に規定する知的障害者福祉ホーム（これらの施設のうち、同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）が福祉ホームを経営する事業を行う場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、第5条第1号イの規定は、適用しない。</p>

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第29号

新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例施行規則（平成5年新潟県規則第87号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
附 則	附 則
1 (略) (この規則の失効)	1 (略) (この規則の失効)
2 この規則は、 <u>平成35年3月31日</u> 限り、その効力を失う。	2 この規則は、 <u>平成25年3月31日</u> 限り、その効力を失う。
3 (略)	3 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第30号

新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例施行規則（平成12年新潟県規則第136号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
附 則	附 則
1 (略) (この規則の失効)	1 (略) (この規則の失効)
2 この規則は、 <u>平成33年3月31日</u> 限り、その効力を失う。	2 この規則は、 <u>平成28年3月31日</u> 限り、その効力を失う。
3～5 (略)	3～5 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新潟県風致地区条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3 月29日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第31号

新潟県風致地区条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県風致地区条例施行規則（昭和45年新潟県規則第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「削除条」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示、削除条及び別記様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（許可の申請）</p> <p>第2条 条例第2条第1項の規定による許可を受けようとする者は、風致地区内行為許可申請書（別記第1号様式）に、当該行為の種類に応じ、次に掲げる書類及び別表に掲げる区分による図面を添えて、知事（<u>市の区域内にあつては、当該市の長。</u>以下「知事等」という。）に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その他<u>知事等</u>が必要と認める書類</p>	<p>（許可の申請）</p> <p>第2条 条例第2条第1項の規定による許可を受けようとする者は、風致地区内行為許可申請書（別記第1号様式）に、当該行為の種類に応じ、次に掲げる書類及び別表に掲げる区分による図面を添えて、知事（<u>長岡市及び上越市にあつては、その長。</u>以下<u>同じ。</u>）に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その他<u>知事</u>が必要と認める書類</p>
<p>（許可事項の変更）</p> <p>第5条 条例第2条第1項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る事項を変更しようとするときは、風致地区内行為変更許可申請書（別記第8号様式）に、第2条各号に掲げる書類及び別表に掲げる区分による図面のうち変更に係るものを添えて<u>知事等</u>に提出し、その許可を得なければならない。ただし、変更しようとする行為が条例第2条第2項に該当する場合は、この限りでない。</p>	<p>（許可事項の変更）</p> <p>第5条 条例第2条第1項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る事項を変更しようとするときは、風致地区内行為変更許可申請書（別記第8号様式）に、第2条各号に掲げる書類及び別表に掲げる区分による図面のうち変更に係るものを添えて<u>知事</u>に提出し、その許可を得なければならない。ただし、変更しようとする行為が条例第2条第2項に該当する場合は、この限りでない。</p>
<p>（風致地区内行為完了届）</p> <p>第7条 許可を受けた者は、当該許可に係る行為を完了したときは、風致地区内行為完了届（別記第10号様式）を速やかに<u>知事等</u>に提出しなければならない。</p>	<p>（風致地区内行為完了届）</p> <p>第7条 許可を受けた者は、当該許可に係る行為を完了したときは、風致地区内行為完了届（別記第10号様式）を速やかに<u>知事</u>に提出しなければならない。</p>
<p>（地位承継届）</p> <p>第9条 条例第6条の規定により、許可を受けた者から当該許可に係る地位を承継した者は、風致地区内行為承継届（別記第11号様式）を<u>速やかに知事等</u>に提出しなければならない。</p>	<p>（地位承継届）</p> <p>第9条 条例第6条の規定により、許可を受けた者から当該許可に係る地位を承継した者は、風致地区内行為承継届（別記第11号様式）を<u>すみやかに知事</u>に提出しなければならない。</p>
<p>（行為中止に伴う風致の維持義務）</p> <p>第10条 許可を受けた者は、当該許可に係る行為を中止したときは、風致地区内行為中止届（別記第12号様式）に現況写真を添え、<u>速やかに知事等</u>に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>（行為中止に伴う風致の維持義務）</p> <p>第10条 許可を受けた者は、当該許可に係る行為を中止したときは、風致地区内行為中止届（別記第12号様式）に現況写真を添え、<u>すみやかに知事</u>に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>

<p>(住所及び氏名の変更)</p> <p>第11条 許可を受けた者は、自己の住所又は氏名(法人にあつては、その名称、事務所の所在地又は代表者名)に異動を生じたときは、住所氏名変更届(別記第13号様式)を<u>速やかに知事等</u>に提出しなければならない。</p>	<p>(住所及び氏名の変更)</p> <p>第11条 許可を受けた者は、自己の住所又は氏名(法人にあつては、その名称、事務所の所在地又は代表者名)に異動を生じたときは、住所氏名変更届(別記第13号様式)を<u>すみやかに知事に</u>提出しなければならない。</p> <p>(身分証明書)</p> <p>第12条 条例第8条第2項に規定する身分を示す証明書は、<u>別記第14号様式のとおりとする。</u></p> <p>第14号様式 (第12条関係) (略)</p>
--	---

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

新潟県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3 月29日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第32号

新潟県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県営住宅条例施行規則（昭和40年新潟県規則第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中章の表示に下線が引かれた章（以下「追加章」という。）を加え、同表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに削除条等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（章、条、項及び号の表示、追加章並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
目次 第1章（略） <u>第1章の2 県営住宅等の整備基準（第1条の2－第1条の14）</u> 第2章 県営住宅の管理（第1条の15－第24条） 第3章～第6章（略） 附則 第1条（略） <u>第1章の2 県営住宅等の整備基準</u> <u>（県営住宅等及びその敷地に関する基準）</u> <u>第1条の2 条例第3条の3第4項に規定する県営住宅等及びその敷地に関する基準は、次条から第1条の14までに定めるところによる。</u> <u>（位置の選定）</u> <u>第1条の3 県営住宅及び共同施設の敷地（以下「敷地」という。）の位置は、災害の発生のおそれが多い土地及び公害等により居住環境が著しく阻害されるおそれがある土地をできる限り避け、かつ、通勤、通学、日用品の購買その他入居者の日常生活の利便を考慮して選定するものとする。</u> <u>（敷地の安全等）</u> <u>第1条の4 敷地が地盤の軟弱な土地、崖崩れ又は出水のおそれがある土地その他これらに類する土地であるときは、当該敷地に地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置を講ずるものとする。</u> 2 敷地には、雨水及び汚水を有効に排出し、又は処理するために必要な施設を設けるものとする。	目次 第1章（略） 第2章 県営住宅の管理（第1条の2－第24条） 第3章～第6章（略） 附則 第1条（略）

(住棟等の基準)

第1条の5 住棟その他の建築物は、敷地内及びその周辺の地域の良好な居住環境を確保するために必要な日照、通風、採光、開放性及びプライバシーの確保、災害の防止、騒音等による居住環境の阻害の防止等を考慮した配置とするものとする。

(住宅の基準)

第1条の6 住宅には、防火、避難及び防犯のための適切な措置を講ずるものとする。

2 住宅には、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止その他の住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るための措置を講ずるものとする。ただし、公営住宅法(昭和26年法律第193号)第2条第4号に規定する公営住宅の買取り又は同条第6号に規定する公営住宅の借上げ(県営住宅の用に供することを目的として建設された住宅及びその附帯施設の買取り又は借上げを除き、地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法(平成17年法律第79号)第2条第1項に規定する公的賃貸住宅等を買取り、又は賃貸する場合にあつては、同法第6条第1項に規定する地域住宅計画に基づき実施される買取り又は借上げに限る。)に係る県営住宅については、この限りでない。

3 住宅の床及び外壁の開口部には、当該部分の遮音性能の確保を適切に図るための措置を講ずるものとする。ただし、前項ただし書に規定する県営住宅については、この限りでない。

4 住宅の構造耐力上主要な部分(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。)及びこれと一体的に整備される部分には、当該部分の劣化の軽減を適切に図るための措置を講ずるものとする。ただし、第2項ただし書に規定する県営住宅については、この限りでない。

5 住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管には、構造耐力上主要な部分に影響を及ぼすことなく点検及び補修を行うことができるための措置を講ずるものとする。ただし、第2項ただし書に規定する県営住宅については、この限りでない。

(住戸の基準)

第1条の7 県営住宅の1戸の床面積の合計(共同住宅においては、共用部分の床面積を除く。)は、25平方メートル以上とする。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所及び浴室を設ける場合は、この限りでない。

2 県営住宅の各住戸には、台所、水洗便所、洗面設備及び浴室並びにテレビジョン受信の設備及び

電話配線を設けるものとする。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所又は浴室を設けることにより、各住戸部分に設ける場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあつては、各住戸部分に台所又は浴室を設けることを要しない。

3 県営住宅の各住戸には、居室内における化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るための措置を講ずるものとする。ただし、前条第2項ただし書に規定する県営住宅については、この限りでない。

(住戸内の各部)

第1条の8 住戸内の各部には、移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置その他の高齢者等が日常生活を支障なく営むことができるための措置を講ずるものとする。ただし、第1条の6第2項ただし書に規定する県営住宅については、この限りでない。

(共用部分)

第1条の9 県営住宅の通行の用に供する共用部分には、高齢者等の移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置を講ずるものとする。ただし、第1条の6第2項ただし書に規定する県営住宅については、この限りでない。

(附帯施設)

第1条の10 敷地内には、必要な自転車置場、物置、ごみ置場等の附帯施設を設けるものとする。

2 前項の附帯施設は、入居者の衛生、利便等及び良好な居住環境の確保に支障が生じないように考慮されたものとするものとする。

(児童遊園)

第1条の11 児童遊園の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟の配置等に応じて、入居者の利便及び児童等の安全を確保した適切なものとするものとする。

(集会所)

第1条の12 集会所の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟及び児童遊園の配置等に応じて、入居者の利便を確保した適切なものとするものとする。

(広場及び緑地)

第1条の13 広場及び緑地の位置及び規模は、良好な居住環境の維持増進に資するように考慮されたものとするものとする。

(通路)

第1条の14 敷地内の通路は、敷地の規模及び形状、住棟等の配置並びに周辺の状況に応じて、日常生活の利便、通行の安全、災害の防止、環境の保全等に支障がないような規模及び構造で合理的に配置されたものとするものとする。

2 通路における階段は、高齢者等の通行の安全に配慮し、必要な補助手すり又は傾斜路が設けられたものとするものとする。

(入居者の資格)

第1条の15 条例第6条第1項第2号アに規定する規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 入居者又は同居者に次のいずれかに該当する者がある場合

ア 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者であつて、その障害の程度が次に掲げる障害の種類に応じ、それぞれ次に定める程度であるもの

(ア) 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度

(イ) 精神障害(知的障害を除く。以下同じ。)
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度

(ウ) 知的障害 (イ)に規定する精神障害の程度に相当する程度

イ 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者であつて、その障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第六項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第一款症であるもの

ウ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

エ 海外からの引揚者であつて、本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

オ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

カ 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害その他これに準ず

(単身入居者の資格)

第1条の2 条例第6条第2項に規定する規則で定める特に居住の安定を図る必要がある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

るものとして知事が認める事由により、次のいずれかに該当することとなつた者

(ア) その居住する住宅が滅失し、又は損壊した者であつて、住宅の再建が困難であり、又は住宅の再建に相当の期間を要すると認められるもの

(イ) その居住する住宅に引き続き居住することにより、その生命又は身体に危害を受けるおそれがあると認められる者

(ウ) (ア)及び(イ)に掲げる者のほか、住宅に困窮していることについてやむを得ない理由があると知事が認める者

(2) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合

(3) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

(1) 60歳以上の者

(2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者であつて、その障害の程度が次に掲げる障害の種類に応じ、それぞれ次に定める程度であるもの

ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度

イ 精神障害（知的障害を除く。ウにおいて同じ。）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度

ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度

(3) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者であつて、その障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第六項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第一款症であるもの

(4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

(5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者

(6) 海外からの引揚者であつて、本邦に引き揚げ

2 条例第6条第2項に規定する規則で定める特に居住の安定を図る必要がある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

(1) 60歳以上の者

(2) 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者であつて、その障害の程度が次に掲げる障害の種類に応じ、それぞれ次に定める程度であるもの

ア 身体障害 前項第1号ア(7)に規定する程度

イ 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度

ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度

(3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。)を受けている者

(4) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号。以下この号において「法」という。)第1条第2項に規定する被害者であつて、次のいずれかに該当するもの

ア 法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は法第5条の規定による保護が終了した

た日から起算して5年を経過していないもの
 (7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
 (8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号。以下この号において「法」という。)第1条第2項に規定する被害者であつて、次のいずれかに該当するもの
 ア 法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者
 イ 法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行つた者であつて、当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

日から起算して5年を経過していない者
 イ 法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行つた者であつて、当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

(5) 前項第1号イからカまでに掲げる者

3 (略)

4 知事は、入居の申込みをした者が第2項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、市町村に意見を求めることができる。

(優先的な入居者の決定)

第6条 条例第10条第4項に規定する規則で定める速やかに県営住宅に入居することが必要であると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)～(10) (略)

(11) 本人又は同居者が、次のいずれかに該当する者

ア 第1条の15第1項第1号アからウまで又はオに掲げる者

イ (略)

(管理の特例)

第42条 条例第63条第1項の規定により新潟県住宅供給公社に県営住宅及び共同施設の管理を行わせる場合（以下「新潟県住宅供給公社による管理の場合」という。）における第1条の15第3項及び第4項、第2条第2項、第3条第1項及び第2項、第6条第7号、第7条第5項、第9条第1項、第3項及び第4項、第10条、第11条第2項、第12条から第14条まで、第19条、第21条、第22条、第29条第4号、第32条第2項、第34条、第37条並びに第39条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「新潟県住宅供給公社理事長」とする。

2・3 (略)

附 則

1～4 (略)

5 平成18年4月1日前に50歳以上である者は、第1条の15第1項第2号及び第2項第1号の規定の適用については、60歳以上の者とみなす。

別記

第1号様式（第3条関係）

県営住宅入居申込書

(略)

(略)

5 生活保	6 配偶者	7 戦傷病	8 原爆被
-------	-------	-------	-------

2 (略)

3 知事は、入居の申込みをした者が第1項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、市町村に意見を求めることができる。

(優先的な入居者の決定)

第6条 条例第10条第4項に規定する規則で定める速やかに県営住宅に入居することが必要であると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)～(10) (略)

(11) 本人又は同居者が、次のいずれかに該当する者

ア 第1条の2第1項第2号から第4号まで又は第7号に掲げる者

イ (略)

(管理の特例)

第42条 条例第63条第1項の規定により新潟県住宅供給公社に県営住宅及び共同施設の管理を行わせる場合（以下「新潟県住宅供給公社による管理の場合」という。）における第1条の2第2項及び第3項、第2条第2項、第3条第1項及び第2項、第6条第8号、第7条第5項、第9条第1項、第3項及び第4項、第10条、第11条第2項、第12条から第14条まで、第19条、第21条、第22条、第29条第4号、第32条第2項、第34条、第37条並びに第39条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「新潟県住宅供給公社理事長」とする。

2・3 (略)

附 則

1～4 (略)

5 平成18年4月1日前に50歳以上である者は、第1条の2第1項第1号に該当する者とみなす。

別記

第1号様式（第3条関係）

県営住宅入居申込書

(略)

(略)

5 戦傷病	6 原爆被	7 生活保	8 引揚者
-------	-------	-------	-------

	護 暴力被害者 (保護 年月日 又は命 令の効 力発生 年月日 ・)	者 (症)	爆者		者 (症)	爆者	護	(引揚 年月日 ・)
9 引揚者 (引揚 年月日 ・)	10ハンセン病療 養所入 所者等	11被災者		9 ハンセン病療 養所入 所者等	10配偶者暴力被害者 (保護年月日又は命令の効力 発生年月日 ・ ・)			
(略)				(略)				

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第42条第1項の改正(「第6条第8号」を「第6条第7号」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。